

## 西東京都市計画道路3・5・10号東町西原線 用地測量等説明会 に関する主なQ&A

※説明会開催時の全体質疑や個別質疑を主なQ&Aとしてまとめています。

質問	回答
<b>■道路設計・測量等に関すること</b>	
都市計画道路内にある田無病院が、どうなるのか教えてほしい。市との連携は図られているのか。	説明会を開催する前に田無病院側から「事業継続の方向に向けて考えている」と伺っております。今後の動向については、田無病院と確認をしながら市民の皆さまにお伝えできる情報がありましたら共有させていただきます。
現道を拡幅せず、途中から住宅街に新たな道路をつくる理由はなぜか。	西東京都市計画道路3・5・10号東町西原線は、市内を東西方向に結び、広域的に計画された都市計画道路です。そのため、現道を拡幅することは考えておらず、新規に道路の整備を行う計画となっております。
都市計画道路が通る位置や買収面積、残地面積はいつ頃わかるのか。	令和7年度から2年掛けて路線測量及び用地測量を実施し、用地測量の段階で敷地内に都市計画線の位置の標示を行います。その後、測量図を作成し、買収面積及び残地面積がわかります。
自分の敷地は都市計画道路に隣接するが、範囲に含まれてはいない。なぜ通知が送られてきたのか。	都市計画道路に隣接する敷地の方の場合でも、隣接する敷地の境界確定に協力をしてもらうことから通知を送付しています。
私道を所有しているが、土地の境界はどのように確認するのか。	地積測量図や位置指定図などの根拠資料を集めたうえで現地事前確認を行い、その後関係権利者の皆様と立会いを行い、境界を確認させていただきます。
立会いは、隣接者全員と立会いを行うのか。また、親族が代わりに立会いをすることは可能か。	原則は隣接者全員での立会いを願っていますが、どうしても都合がつかない場合には個別の対応も検討させていただきます。また、立会い依頼状を送付する際に、委任状も送付させていただきますので、「立会い依頼状」と「委任状」と「代理人の印鑑」を持参ください。また、その際には、委任状に必要事項の記載をお願いします。
<b>■用地買収・補償に関すること</b>	
いつまでに移転しなければいけないのか。	事業認可取得後に、用地補償説明会を開催し、関係する権利者等の皆様から移転に関するご意向や移転時期を含め、皆様のご事情をお伺いしながら個別に協議させていただき、順次、用地取得を始めさせていただく予定です。
都市計画道路に建物がかかる場合、建物を壊すのはだれか。又、その際の費用については補償されるのか。	都市計画道路に建物がかかり、建物を壊す必要がある場合は、権利者の方に建物を壊していただき、その費用を含めて補償させていただきます。
<b>■その他</b>	
令和8年度以降のスケジュールについて教えてほしい。	最短のスケジュールを例にあげますと、令和8年度に事業認可を取得後、用地補償説明会を開催し、令和8年度から令和9年度にかけて土地鑑定や物件調査を行い、令和10年度以降、用地買収・補償を進めていきます。早期に買い取ってほしいという意向がございましたら、事前にご相談ください。
事業認可の取得を説明会等で住民に周知しないのか。	事業認可取得に関する説明会等は予定していませんが、事業認可の取得後に市のホームページや、事業認可の看板でご案内します。